

事 務 連 絡
令和3年(2021年)2月19日

関係障害福祉サービス事業所 御中

山口県健康福祉部障害者支援課

在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について

平素より本県障害福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

なお、本通知中、記の1において、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院の必要がないと医師が判断した場合には、自宅等で療養する場合がある」とされているところですが、本県においては、感染者は原則として医療機関への入院又は宿泊療養とされていることを申し添えます。

在宅福祉推進班 担当：金子、高橋 TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2779

事務連絡
令和3年2月16日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等においてお示ししているところです。

今般、在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における留意事項等について下記のとおり整理しましたので、適切に対応いただくとともに、管内の市町村（特別区含む。）、障害福祉サービス事業所等に対して周知をお願いします。

記

1. 基本的な考え方

- 在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院の必要がないと医師が判断した場合には、自宅等で療養する場合がある。
- この場合、特に訪問系サービスについては、「訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることを示している。

- 障害者についても高齢者に該当する者については、原則入院としているところであるが、感染が拡大し、医療への負荷が高まっている中で、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、医師が入院の必要がないと判断した場合は宿泊療養（適切な場合は自宅療養）としても差し支えないこととしている（「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））。

2. 都道府県等の衛生部局における取組

- 在宅で生活する障害者が感染し、自宅療養となる場合については、当該障害者の症状に変化があった場合に、速やかにこれを把握し、医療機関等につなぐことが重要であるため、都道府県、保健所設置市、特別区（以下、「都道府県等」という。）の衛生部局においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」（令和3年2月12日改訂）等に留意すること。

3. 相談支援事業所等及び訪問系の障害福祉サービス事業所における取組

- 在宅の障害者が感染した場合、自宅療養となる場合は「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」等を踏まえ都道府県等においてフォローアップ等がなされるが、当該障害者については、市町村並びに相談支援事業所等（※）が必要に応じて保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保すること。その際、保健所とよく相談した上で、訪問系サービスの必要性を再度検討する。

（※）当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合においては、利用者を担当する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、セルフプランにより支給決定を行った場合や障害福祉サービス等を利用していない場合においては、基幹相談支援センター等。

<具体的な対応>

- ① 訪問系サービスの必要性を検討した結果、サービスを提供することとなる場合には、訪問系サービス事業所は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」における、別紙「社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応について」の2.（4）②を参考にしつつ、特に、以下のような点について留意すること。
 - ・ サービスの提供に当たっては、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- ・ 感染している利用者に直接接触する場合または患者の排出物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
- ・ 自宅療養中においては、都道府県等が毎日健康状態のフォローアップを行うが、サービス提供中に状態の変化等がみられた場合は、速やかに都道府県等の担当職員に連絡すること。

なお、相談支援事業所等においても、同様の対応をとること。

- ② 訪問系サービス事業所等の体制等によっては自ら適切なサービスを提供することが困難な場合も考えられるが、その場合であっても、保健所、相談支援事業所等や、必要に応じ、市町村や都道府県にも相談し、当該利用者に必要なサービスが提供されるようにすること。

- 自宅療養の解除基準については、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能とされており、具体的には都道府県等に確認すること。

(参考:「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて(その9)(令和3年2月12日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)問12(抜粋))

- 症状のある方(有症状者)の場合は、①又は②のいずれかを満たす場合に、宿泊療養又は自宅療養が解除されます。

①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後に2回連続でPCR等検査(PCR検査、LAMP法検査又は抗原定量検査)の結果が陰性である場合(※)

※具体的には、症状軽快後に24時間経過した後にPCR等検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合となります。

- 症状の出たことがない方(無症状病原体保有者)の場合は、③又は④のいずれかを満たす場合に、宿泊療養又は自宅療養が解除されます。

③陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合

④陽性確定に係る検体採取日から6日間経過した後、2回連続でPCR等検査の結果が陰性である場合(※)

※具体的には、当該6日間経過後にPCR等検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合となります。

4. 補正予算等による支援策

- 感染者に対応する事業所への支援として、以下の事業等が活用可能であるため、積極的に活用すること。

(1) 職員の確保等に向けた支援

令和2年度第1次補正予算において、感染者等に対応した訪問系サービス事業所のサービス継続に必要な費用として、消毒・清掃費用、衛生用品の購入、事業継続に必要な人員確保や各種手当の支給に要する費用を含めて、柔軟に対応が可能である。また、通所事業所が居宅等への訪問による支援を実施する場合に、訪問系サービス事業所の職員から訪問支援について同行指導を受ける場合の費用についても対象となる。加えて、休業等をしている事業所の利用者の受入等を行った事業所等が、当該受入等に際し必要となる費用についても当該事業の活用が可能である。

職員が不足する事業所と応援派遣の協力が可能な事業所間の調整費用及び応援職員を派遣する場合の旅費や宿泊費用等については、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業（社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業）の活用が可能である。

これに加え、令和2年度第2次補正予算において、緊急時の応援に係るコーディネートを担う人材の確保等に係る費用に対する助成を盛り込んでいる。

(2) 感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

障害福祉サービス等事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した障害福祉サービス等事業所等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っているほか、都道府県や障害福祉サービス等事業所等が事業を行う上で必要な衛生用品等を購入する場合の費用については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）等の活用が可能である。

(参考)

【1 基本的な考え方】

- ・11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）（11月22日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697246.pdf>

【2. 都道府県等の衛生部局における取組】

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）令和2年5月1日（令和3年2月12日改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740155.pdf>

【3. 相談支援事業所等及び訪問系の障害福祉サービス事業所等における取組】

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- ・「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

- ・「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【4. 補正予算等による支援策】

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）（令和2年度第2次補正予算）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html